

令和3年(2021年)7月

第2次宝塚市 文化芸術振興基本計画

創造力を育む 文化芸術の薫り高い 宝塚

宝塚市



はじめに

令和2年（2020年）当初から、世界中で新型コロナウイルス感染症が猛威を振っています。今なお、収束の目途が立たない辛い日々が続いています。この間、私たちの日常生活は、かつて経験したことがないほど制約され、心も疲弊しました。文化芸術体験の機会が失われるなか、その恩恵をあたりまえのように享受してきたありがたさに、多くの人が思いを馳せたのではないのでしょうか。そして、文化芸術が「癒し」や「つながり」をもたらし、私たちが生きていくために不可欠なものであることを、再認識する機会となりました。文化芸術は、豊かな人間性を醸成し、創造力や感性を育みます。そして、人間相互の理解を促し、経済活動を活発にし、多様性を尊重し合う土壌をつくれます。こうした文化芸術の本質的価値が、コロナ禍における希望の光となり、新しい時代を生きる力となります。

一方、社会情勢に目を向けると、「サステナビリティ(持続性)」が世界共通の課題となっています。本市においても、持続可能なまちづくりが都市経営上の根幹的課題となっています。ヒト・モノ・カネといったあらゆる経営資源の持続が危ぶまれるなか、新たな繁栄の仕組みが求められています。この変革の時代に、新しい価値を生み出し、都市の発展をけん引していく重要な価値観が「クリエイティビティ(創造性)」だと思うのです。

本年3月に商工業・農業・観光を包含する産業政策全般の都市ビジョンとして「創造都市・宝塚」を掲げました。「創造都市」とは、文化芸術の持つ創造性を生かした産業振興や地域活性化に取り組む都市の姿です。既に芸術のまちとして全国的な都市イメージを有する本市が、「文化が薫るまち宝塚」をこよなく愛する多くの市民に支えられ、この計画が、真の意味での文化芸術都市を実現する道標となることを切に願うものです。

最後になりましたが、この計画づくりにあたり、文化芸術都市の実現に向け、貴重なご意見や熱い応援を頂いた市民の皆さま、そして、専門的立場から最後までご尽力頂いた宝塚市民文化芸術振興会議の委員各位をはじめ、全ての関係者の方々に心から感謝を申し上げます。

令和3年（2021年）7月12日

宝塚市長 山崎 晴恵

《 目 次 》

I. 第2次宝塚市文化芸術振興基本計画について	1
1. 計画策定の趣旨と経緯	1
2. 計画の位置づけ	2
(1) 国や県との関係	2
(2) 本市における本計画と他の計画との関係	3
(3) 計画期間	3
II. 宝塚市の文化芸術を取り巻く環境	4
1. 文化芸術を取り巻く社会環境	4
(1) 文化芸術が生み出す価値に対する認識の変化	4
(2) 情報通信技術の発達とグローバル化の進展	4
(3) 人口減少、少子高齢化の進展とライフスタイルの多様化	4
(4) 新型コロナウイルス感染症による影響	5
2. 宝塚市における文化芸術活動の現状	5
(1) 宝塚市における文化芸術のあゆみ	5
(2) 市民・市民団体による文化芸術活動の現状	8
(3) 市民の文化芸術に対する意識	11
III. 宝塚市の文化芸術振興の現状と課題	12
1. 「創る」・・・文化芸術に触れ、創る喜びを実感できる環境づくり	12
(1) これまでの取組と現状	12
(2) 課題	12
2. 「つながる」・・・文化芸術活動が地域コミュニティを醸成し、人と人がつながる	13
(1) これまでの取組と現状	13
(2) 課題	13
3. 「ともに楽しむ」・・・市民の誰もが文化芸術に触れ、活動し、楽しめる環境づくり	14
(1) これまでの取組と現状	14
(2) 課題	16
4. 「伝える」・・・文化遺産を伝え、市民がまちに愛着を持てるまちづくり	16
(1) これまでの取組と現状	16
(2) 課題	16
5. 「守る」・・・景観を守り、宝塚らしいまちなみをつくる	17
(1) これまでの取組と現状	17
(2) 課題	17
6. 「発信する」・・・いつでも文化芸術に親しめるような情報が発信できる体制づくり	18
(1) これまでの取組と現状	18
(2) 課題	18

7. 「支える」・・・市民の文化芸術活動を支え、応援できる体制づくり	19
(1) これまでの取組と現状	19
(2) 課題	19
IV. 宝塚市がめざす 10 年後の姿	20
1. 将来都市像	20
2. 取組の方向性	21
(1) 「創る」・・・文化芸術に触れ、創る喜びを実感できる環境づくり	22
(2) 「つながる」・・・文化芸術活動が地域コミュニティを醸成し、人と人とがつながるまちづくり	23
(3) 「ともに楽しむ」・・・市民の誰もが文化芸術を楽しめる環境づくり	24
(4) 「守り伝える」・・・文化遺産や景観を守り伝え、市民がまちに愛着を持てるまちづくり	25
(5) 「ともに発信する」・・・いつでも文化芸術に親しめるような情報が発信できる体制づくり	26
(6) 「支える」・・・市民の文化芸術活動を支え、応援できる体制づくり	27
(7) 「発展させる」・・・「文化芸術都市」として成長し、「創造都市・宝塚」へと発展をめざすまちづくり ..	28
3. めざす姿の実現状況を測る指標	29
V. 計画の進め方	30
1. 計画を進める体制	30
(1) 協働による取組とそれぞれの役割	30
2. 計画の進行管理	31
VI. 資料編	32
1. 文化芸術基本法	32
2. 宝塚市民の文化芸術に関する基本条例	40
3. 宝塚市民文化芸術振興会議規則	44
4. 宝塚市民文化芸術振興会議委員名簿	46
5. 宝塚市民文化芸術振興会議の開催経過	47

I. 第2次宝塚市文化芸術振興基本計画について

1. 計画策定の趣旨と経緯

宝塚市は豊かな自然環境に恵まれており、古くから多くの人が住まい、文化的に豊かな生活を営んできました。「宝塚市」となってからも、市民力に支えられながら、様々な文化芸術施策を展開し、市民生活に潤いを提供してきました。平成の時代に入り、より施策を効果的に実施していくために、市と学識経験者や芸術家などで組織した「宝塚市文化懇話会」や一般市民で構成された「文化の薫るまちづくり研究会」からの提言を受けながら文化芸術の振興を図ってきました。

平成25年（2013年）7月には、より市の姿勢を明らかにするものとして、文化芸術の持つ重要性に鑑み、市民と市の協働の下、積極的に文化芸術の振興に努め、文化の薫り高いまち宝塚の実現を目指して「宝塚市民の文化芸術に関する基本条例」（以下「文化芸術基本条例」）を制定しました。

文化芸術振興基本計画（以下「基本計画」という）は、文化芸術基本条例の内容を具体化し、文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、策定するものです。平成27年（2015年）からスタートした基本計画（以下「第1次計画」）では、有識者や公募市民らを委員とする「宝塚市民文化芸術振興会議」の意見をもとに、「創造力を育む 文化芸術の薫り高い 宝塚」を将来都市像として「創る」「つながる」「ともに楽しむ」「伝える」「守る」「発信する」「支える」の7つの方向性に基づき、文化芸術の振興に関わる多様な取組を総合的に展開してきました。

第1次計画の取組での成果を踏まえつつ、残された課題や、文化芸術振興基本法から文化芸術基本法（以下「法」）への改正（平成29年（2017年））、人口減少、少子高齢化など社会環境の変化に伴う新たな課題等に対応し、本市の文化芸術都市としてのまちづくりをより一層推進するため、「第2次宝塚市文化芸術振興基本計画」（以下「本計画」）をここに策定します。

なお、本計画において対象とする文化芸術の範囲は、法が基本的施策の対象としているものに限らず、本市の文化芸術の現状や独自の歴史等を踏まえ幅広く捉え「宝塚らしい文化芸術」の振興に取り組むこととします。

2. 計画の位置づけ

(1) 国や県との関係

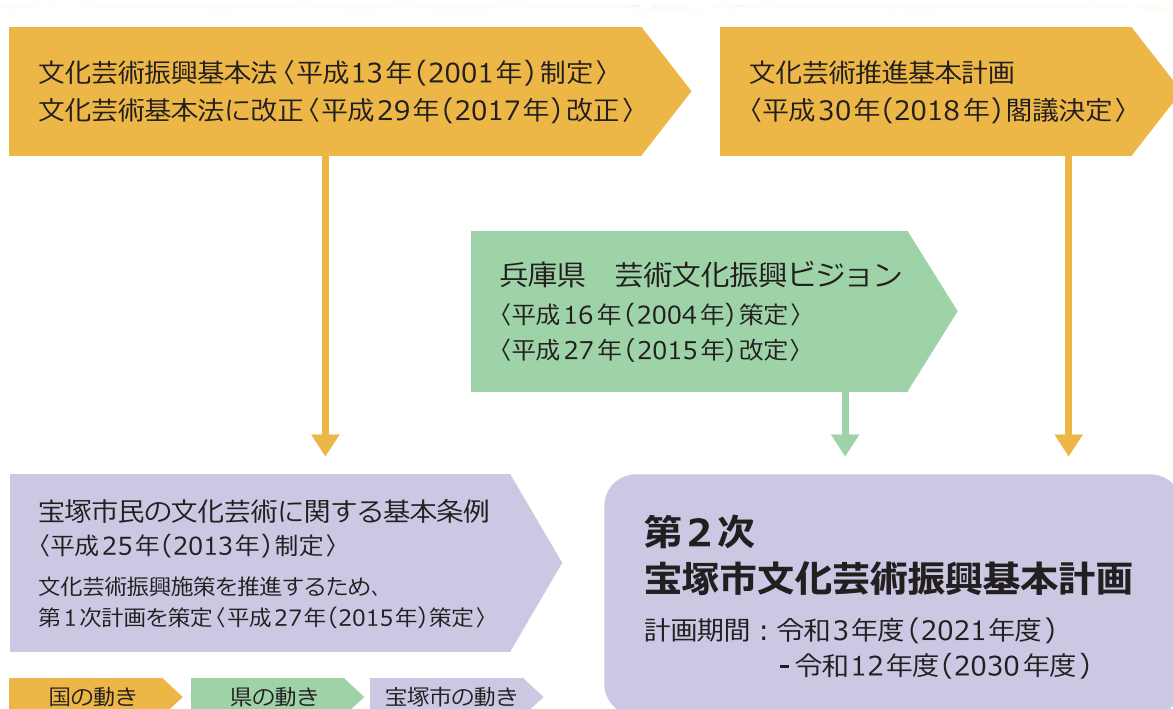
法においては、地方公共団体の責務について、文化芸術に関し、「自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」と定められており、「（国の）文化芸術推進基本計画を参酌して、その地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画を定めるよう努めるものとする。」とされています。

さらに、平成 30 年（2018 年）に閣議決定された「文化芸術推進基本計画」においても、地方公共団体に対して、地方文化芸術推進基本計画の策定に努めることとしています。

兵庫県では、平成 16 年（2004 年）に「兵庫県芸術文化振興ビジョン」を策定し、県内の市町には、「芸術文化立県ひょうご」の実現に向け、地域の特性に応じた芸術文化施策の推進と、市町立芸術文化施設を運営する役割が求められています。

本計画は、法に定める地方文化芸術推進基本計画に当たるものであり、県の芸術文化振興ビジョンの内容を踏まえて策定しています。

図表 I-1 文化芸術関連の法令・計画（国・県・市）の関係



(2) 本市における本計画と他の計画との関係

本計画は、文化芸術基本条例第 14 条に規定する文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため策定するものであり、本市の最上位の計画である「第 6 次宝塚市総合計画」（以下「総合計画」）の分野別計画の一つです。

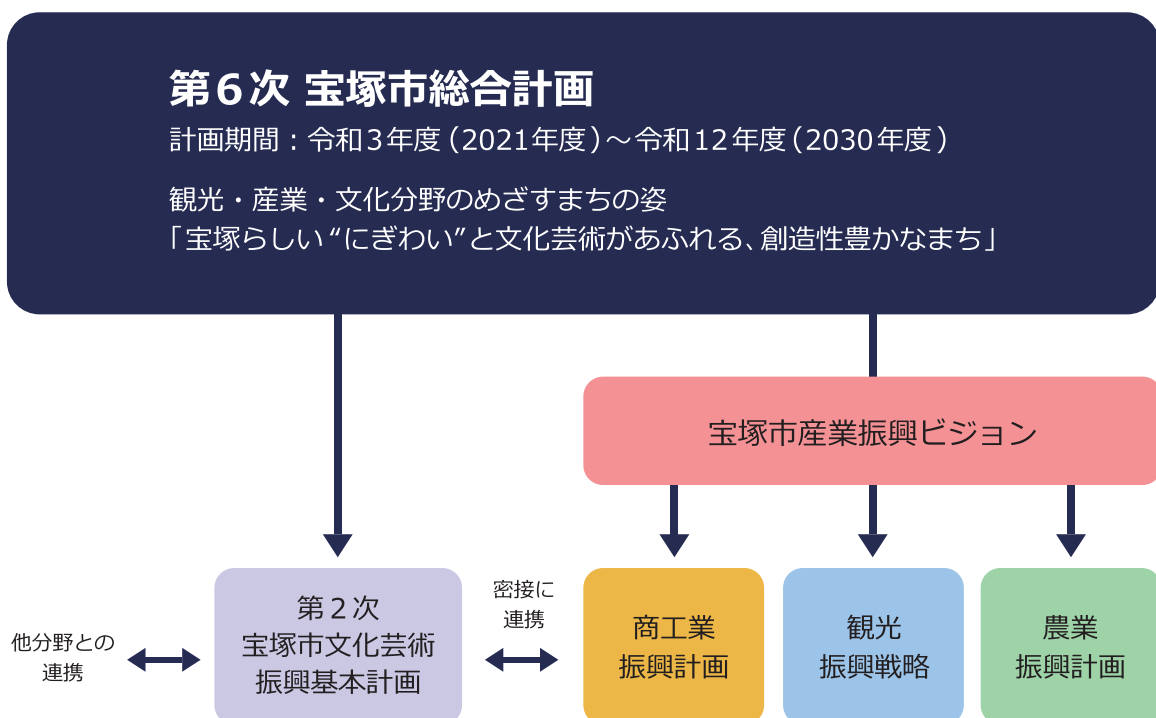
総合計画においては、観光・産業・文化分野のめざすまちの姿として「宝塚らしい“にぎわい”と文化芸術があふれる、創造性豊かなまち」を掲げており、本計画ではその趣旨を踏まえ、文化芸術を通じてめざすまちの姿の実現を図っていきます。

また、総合計画において同じ分野に属する「宝塚市産業振興ビジョン」（以下「産業振興ビジョン」）の趣旨を踏まえつつ、産業振興ビジョンに基づく「商工業振興計画」「観光振興戦略」「農業振興計画」とも密接に連携しながら、本計画の将来都市像の実現を図っていきます。

(3) 計画期間

本計画の期間は、総合計画の期間に合わせ、令和 3 年度（2021 年度）から令和 12 年度（2030 年度）までの 10 年間とします。なお、文化芸術に関する施策を取り巻く状況や、急激な社会情勢の変化により、必要に応じて計画の見直しを行います。

図表 I-2 本市における本計画の位置づけ



II. 宝塚市の文化芸術を取り巻く環境

1. 文化芸術を取り巻く社会環境

(1) 文化芸術が生み出す価値に対する認識の変化

平成 29 年（2017 年）6 月に行われた法の改正では、「これまでの文化芸術政策を更に充実しつつ、観光やまちづくり、国際交流、福祉、教育、産業等の関連分野における施策を取り込むことで、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用させること」としています。

さらに、改正法により従来の「文化芸術の振興に関する基本的な方針」に代わって新たに策定された国の「文化芸術推進基本計画」では、文化芸術により生み出される価値には、「本質的価値」と「社会的・経済的価値」があると示しています。「本質的価値」とは、豊かな人間性を涵養^{かんよう}し、創造力と感性を育み、文化的な伝統を尊重する心を育成するものとし、「社会的・経済的価値」とは、他者と共感し合う心を通じた人間相互理解の促進、質の高い経済活動の実現、人間尊重の価値観に基づく人類の真の発展への貢献、そして、文化の多様性を維持し、世界平和の礎となるものであるとしています。

一方で、平成 27 年（2015 年）9 月に国連総会で国際目標である SDGs が採択されました。国内外の課題の解決に向けた 17 の目標と 169 のターゲットの達成に向けて、世界の全ての国・地域が取り組んでいく中で、文化芸術が持つ多様性や創造性を生かしていくことで、文化芸術の持つ価値を高めていくことにつながります。

法の改正にあるように、文化芸術がそれ自身の振興という枠に収まりきらないものとなっており、新たな国の計画策定、SDGs の設定など、私たちのこれまでの文化芸術に対する価値の認識が、大きく変わりつつあります。

(2) 情報通信技術の発達とグローバル化の進展

情報通信技術や移動手段の発達等により、社会・経済のグローバル化が進展しています。これにより様々な文化芸術が国境を越えて出会い、異国の地の文化芸術へ浸透することにより、相互理解や融合による新たな文化芸術が創造されています。

また、外国人市民の増加による多文化共生やインバウンド観光の振興、国際交流を深める上で、文化芸術が果たす役割に対する期待が高まっています。

さらに、情報通信技術の発達はコミュニケーションや情報の発信手段の多様化をもたらしています。このことを通じて、文化芸術の享受や発信を容易にし、文化芸術の新たな表現方法が可能になっています。その一方で、情報の氾濫や仮想空間における表現や体験が進むことで、実際に体験をする機会が減ることが危惧されています。

(3) 人口減少、少子高齢化の進展とライフスタイルの多様化

我が国では、人口減少・少子高齢化が進展しており、急激な社会変化が生じています。

本市の人口は、平成 27 年（2015 年）に比べ、令和 12 年（2030 年）には 5.6%減少し約 210,000 人に、65 歳以上の高齢者の割合は 7.2 ポイント増加し 34.6%へ、15 歳未満の子どもの割合は 2.8 ポイント減少し 10.4%となる見込みです。

この影響を受け、分野によっては、指導できる人材や活動の機会の減少等、文化芸術を支えてきた基盤がぜい弱化しており、後継者の育成や専門的人材の確保が困難になる、といった事態が生じてお

り、この傾向は今後一層加速する恐れがあります。

一方、ライフスタイルや価値観の多様化が進み、様々なジャンルの文化芸術を体験したり表現したりするニーズが高まり、新たな文化芸術活動への取組も広がっています。

(4) 新型コロナウイルス感染症による影響

令和2年（2020年）に入り、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大による緊急事態宣言により、多くの活動に自粛が要請されました。文化施設を含む公共施設においても利用の制限や休館、並びに数多くのイベントやセミナーの開催が見送られ、その後も見通しが立たず、文化芸術を鑑賞し、自ら活動する機会についても著しく失われることとなり、市民活動は危機的状況に陥りました。法においても、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であると明示されており、文化芸術に触れる機会を失うことは、私たちの大切な権利が失われていると言えます。

今後についても、文化芸術が生み出す「本質的価値」とその必要性は何ら変わりませんが、いわゆる「3密」を回避するなど新たな生活様式に対応することをきっかけに、文化芸術の新しい形を模索し、情報通信技術を活用した配信などが行われています。これまでの活動も大切にしつつ、新たな形で発展させるといった相乗効果が生まれています。

2. 宝塚市における文化芸術活動の現状

(1) 宝塚市における文化芸術のあゆみ

① 歴史の中で育まれた文化財や人材

宝塚市は、その昔、西国三十三所の札所参りの人々が行き交った「巡礼街道」があり、宿場として栄えた小浜宿（こはまじゅく）などが生まれ、「荒神さん」の名で親しまれている清荒神清澄寺（きよしこうじんせいちょうじ）、「安産の観音様」として多くの参拝者でにぎわう大本山中山寺（だいほんざんなかやまでら）などは全国的にも有名です。

市の東部・長尾地区は千年の伝統を誇る植木の里であり、北部・西谷地区は自然いっぱいの農村地帯です。

本市にある温泉のうち「宝塚温泉」は明治20年（1887年）に開業し、明治43年（1910年）には小林一三氏が箕面有馬電気軌道を大阪から宝塚まで開通させます。これにより、多くの人々が行き交い、阪神北部は大きく発展し、文化的な交流が生まれました。

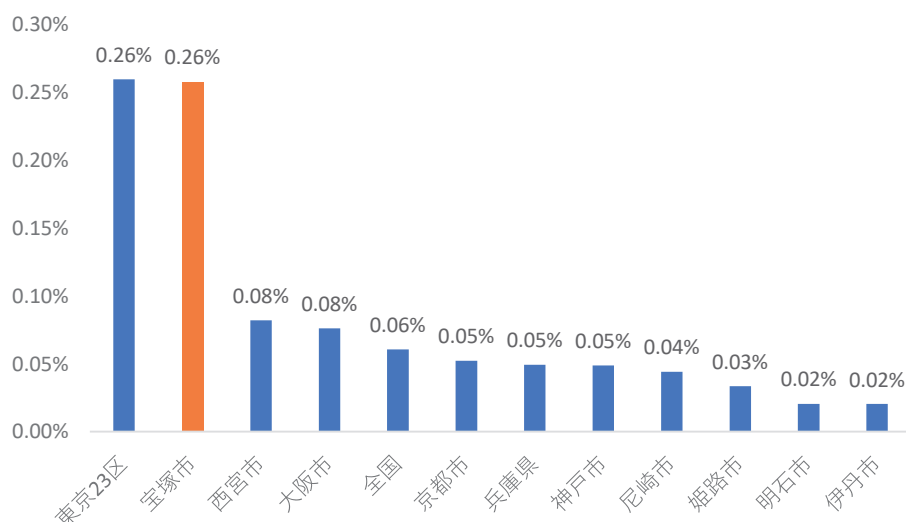
さらに、小林氏は、大正2年（1913年）に宝塚歌劇の前身となる宝塚唱歌隊を創設し、大正7年（1918年）には宝塚音楽歌劇学校（現・宝塚音楽学校）が開校し、「歌劇のまち」として全国に宝塚市の名が知られる基盤ができました。

日本を代表するマンガ家・手塚治虫氏は、5歳から24歳までを宝塚で過ごしています。初期の代表作の一つである「リボンの騎士」はまさに宝塚歌劇の影響を受けて生まれた作品です。

このほか、音楽、演劇など、様々な分野において、多くの文化人を輩出しています。

このような歴史的な背景もあり、本市の人口に占める芸術家が居住する比率が高くなっており、特に「音楽家・舞台芸術家」の割合は非常に高く、東京23区とほぼ同じとなっています。（[図表 II-1](#)）。

図表 II-1 人口に占める音楽家・舞台芸術家の割合



出典：平成 27 年（2015 年）国勢調査

② 阪神間モダニズムと住宅都市

宝塚市は、明治の半ばから温泉開発が進み、鉄道の開通や郊外住宅地の開発、大正初期に誕生した宝塚歌劇とともに、「歌劇と湯のまち宝塚」として広く全国に知られるようになりました。

そして、明治末期から昭和にかけての「阪神間モダニズム」を背景に、西洋文化を積極的に取り入れつつ、大阪・神戸に近い理想的な郊外住宅地として、温泉リゾート、歌劇の本拠地がある宝塚は独自の魅力的な文化を生み出し、人々に夢と感動をおくりつづけています。

市の中央部を流れる武庫川の清流と周囲の六甲・長尾山系に広がる美しい山並み、北部地域の豊かな自然環境、千年以上の歴史を持つ寺社、大阪・神戸まで 30 分という交通の利便性により、本市は、阪神間でも有数の良好な住環境を備えた「住宅都市」として発展し、その魅力に惹かれ多くの人々が移り住んできました。

図表 II-2 阪神間モダニズムの建築物 高碕記念館（左）、正司邸（右）



③ 文化関連施設の整備

宝塚市は市民や来訪者が文化芸術に関する活動（鑑賞、創作、発表等）を行う場として、多くの文化関連施設を運営してきました（図表 II-3）。このほかにも、宝塚大劇場、鉄斎美術館といった民間の文化関連施設が市内には存在します。

図表 II-3 宝塚市の文化関連施設

種別	名称	住所	概要
公共施設	①ベガ・ホール 昭和 55 年（1980 年）開館	清荒神 1 丁目	音楽専用ホールとして音楽分野を中心とした事業展開を実施
	②ソリオホール 平成 5 年（1993 年）開館	栄町 2 丁目	多目的ホールとして、幅広い文化芸術活動ができる施設
	③宝塚文化創造館 すみれ♪ミュージアム 平成 23 年（2011 年）開館	武庫川町 6 番	昭和 10 年（1935 年）建設された宝塚音楽学校旧校舎を市が譲り受けた。舞台芸術に関わる市民が活動し、新たな宝塚文化を発信する場。宝塚音楽学校、宝塚歌劇の歴史を紹介するミュージアムを併設
	④手塚治虫記念館 平成 6 年（1994 年）開館	武庫川町 7 番	手塚治虫氏に関する豊富な資料のほか、近現代の漫画・アニメに関する企画展を開催
	⑤国際・文化センター 平成 5 年（1993 年）開館	南口 2 丁目	ギャラリー、小ホール、交流スペースを持つ、国際交流の促進と、文化芸術の振興の場
	⑥文化芸術センター 令和 2 年（2020 年）開館	武庫川町 7 番	大規模な美術展が実施可能なギャラリーやアトリエ、庭園を併せ持つ、文化芸術振興の新たな拠点
	⑦公民館（中央・東・西） 中央：平成 31 年（2019 年）開館 東：昭和 63 年（1988 年）開館 西：平成 6 年（1994 年）開館	末広町 3 番 山本南 2 丁目 小林 2 丁目	地域イベント、茶華道、音楽活動など市民の身近な文化活動拠点（旧中央公民館は、昭和 45 年（1970 年）開館。平成 31 年（2019 年）に新築移転）
	⑧図書館（中央・西） 中央：昭和 55 年（1980 年）開館 西：平成 6 年（1994 年）開館	清荒神 1 丁目 小林 2 丁目	蔵書総数約 59 万 5 千冊。社会教育活動の一環として読書の普及を行う
	⑨聖光文庫（中央図書館内） 昭和 55 年（1980 年）開館	清荒神 1 丁目	鉄斎美術館の寄贈を受けて設立された美術関連図書の特別閲覧室
民間施設	⑩宝塚大劇場 大正 13 年（1924 年）開館	栄町 1 丁目	宝塚歌劇のホームグラウンドである専用劇場
	⑪宝塚バウホール 昭和 53 年（1978 年）開館	栄町 1 丁目	宝塚大劇場に隣接する劇場
	⑫宝塚歌劇の殿堂 平成 26 年（2014 年）開館	栄町 1 丁目	宝塚歌劇 100 周年を記念して、宝塚歌劇の発展に大きな貢献をした方々を紹介する施設
	⑬アピオホール 昭和 62 年（1987 年）開館	逆瀬川 1 丁目	様々なイベントにも対応可能な多目的ホール。ギャラリーも併設
	⑭鉄斎美術館 昭和 50 年（1975 年）開館	米谷字清シ 1 (清荒神清澄寺内)	清荒神清澄寺光浄和上によって蒐集された画聖、富岡鉄斎の作品を広く公開

④ 公益財団法人宝塚市文化財団の設立

宝塚市では、「地域住民の自主的な参加を得て、地域の文化活動の振興に資する事業を行うとともに、地域住民にすぐれた芸術文化を提供し、もって地域文化の創造及び発展に寄与すること」を目的として、平成 6 年（1994 年）に全額出捐し、宝塚市文化財団（当時は宝塚市文化振興財団。以下「文化財団」という。）を設立しました。

文化財団は、芸術文化鑑賞事業等の開催、地域の芸術文化活動の育成及び援助、地域の文化に関する情報の収集及び提供をしています。また、設立当初からベガ・ホール、ソリオホールの管理運営を担い、現在は宝塚文化創造館を加えた 3 施設の指定管理者として芸術文化施設の管理運営を行ってきました。平成 25 年度（2013 年度）からは、公益財団法人に移行し、文化振興における公益活動を中心に事業展開しています。平成 27 年（2015 年）に策定した第 1 次計画では、計画実現に向けての推進体制において文化財団を文化芸術振興の推進母体とする旨、明文化しています。

これまで、文化財団は、「宝塚国際室内合唱コンクール」や「宝塚ベガ音楽コンクール」を、海外や全国から団体、音楽家が参加する、全国的に知名度のある事業にまで高めたことを始めとして、本市ゆかりのアーティストとともに良質な公演を提供するなど、「音楽のあるまちづくり」に貢献をしてきました。また、市民の文化活動や鑑賞の機会などを充実させ、本市の文化水準を高めたと言えます。

また、「伝統芸能フェスティバル」や「宝塚市展」「宝塚芸術展」「市民合唱祭」などの多くの文化団体と協働で事業を実施するとともに、学校・福祉施設への出張コンサートなど公益性の高い事業を実施し、文化芸術基本条例や第 1 次計画の理念の実現に向けて多種多様な事業を展開してきました。

加えて、宝塚のまちの魅力を再発見し、地元に対する理解や関心を深めてもらうことを目的として「宝塚学検定」を開催し、宝塚文化を学ぶ機会の提供と宝塚のまちを愛する心を育む新たな事業展開にも積極的に取り組んでいます。

(2) 市民・市民団体による文化芸術活動の現状

① 文化施設や公民館の利用状況

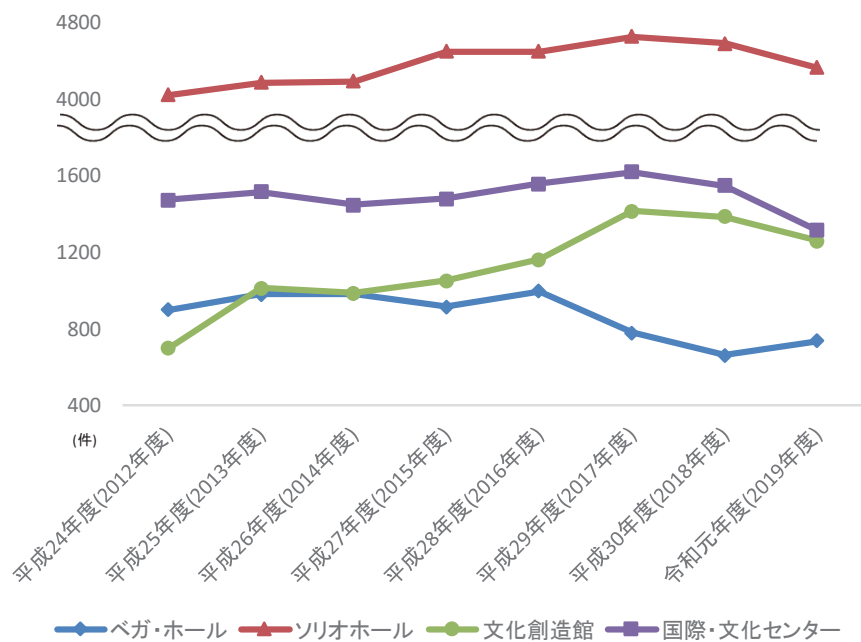
宝塚市では市民による活発な芸術活動が行われています。文化施設の利用状況（件数）を見ると、ソリオホールが平成 27 年度（2015 年度）以降利用料金の変更により利用件数を伸ばしています。一方、ベガ・ホールについては工事に伴う休館のため利用件数が減少していますが、令和元年度（2019 年度）は増加に転じています。令和 2 年度（2020 年度）には、新型コロナウイルス感染症の影響により、文化活動の再開への目途が立たない状況になりました。また、活動再開にあたって利用者からは、感染対策など工夫して活動を行う一方で、活動での感染リスクや否定的な意見などを不安に思い、活動そのものへの意欲や関心が低下したとの声も聞かれます。

文化施設全般の利用件数としては、各施設が掲げる目標の利用件数に近い実績をあげています。新しく整備した文化芸術センターをはじめ、既存の文化施設の PR を引き続き積極的に行うとともに、今後も安心して利用できる環境づくりが必要です。

図表 II-4 グランドオープンした中央公民館(左)、
アートと自然を楽しめる複合施設 文化芸術センター(右)

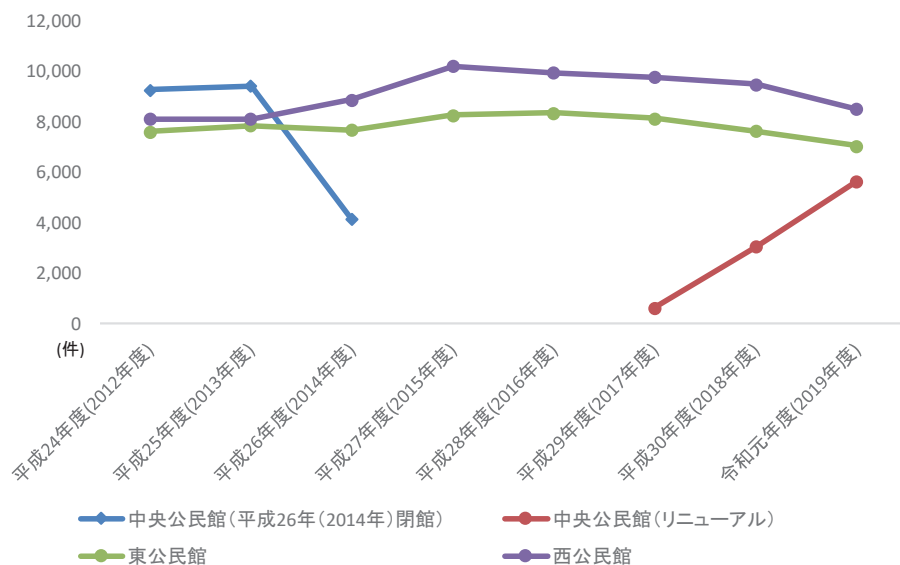


図表 II-5 市内の主な文化施設の利用件数の推移



また、市内の公民館には多くの市民団体・グループが登録されており、書道・絵画・音楽・工芸・料理などの活動を行っています。中央公民館が平成 31 年（2019 年）2 月にグランドオープンしており、現在は利用件数を徐々に伸ばしています。

図表 II-6 公民館の利用件数



② 活動団体の連携

宝塚市は古くから音楽活動が盛んで、宝塚市交響楽団、宝塚市吹奏楽団、宝塚少年少女合唱団などは演奏活動を通して本市の文化交流の一翼を担っています。

以前より宝塚市文化連盟や宝塚合唱連盟、宝塚演奏家連盟などの各活動分野内における団体間の連携はありましたが、平成 22 年（2010 年）に、文化財団が主となり、多様な文化団体が参画した「宝塚市文化団体連絡会」が組成されました。加盟団体の会員が講師・出演者となって、子どもたちが楽しく芸術に触れられるワークショップやコンサートを行う「わくわく！そうぞう！たからんまつり」を開催しています。

【宝塚市文化団体連絡会 加盟団体（令和 3 年（2021 年）3 月末時点）】

宝塚合唱連盟、宝塚いけばな協会、宝塚演奏家連盟、宝塚書道協会、宝塚美術協会、宝塚市手工芸協会、宝塚茶道協会、宝塚三曲協会、宝塚デザイン協会、宝塚日本画協会、宝塚写真協会、宝塚市民謡民舞連合会、宝塚市交響楽団

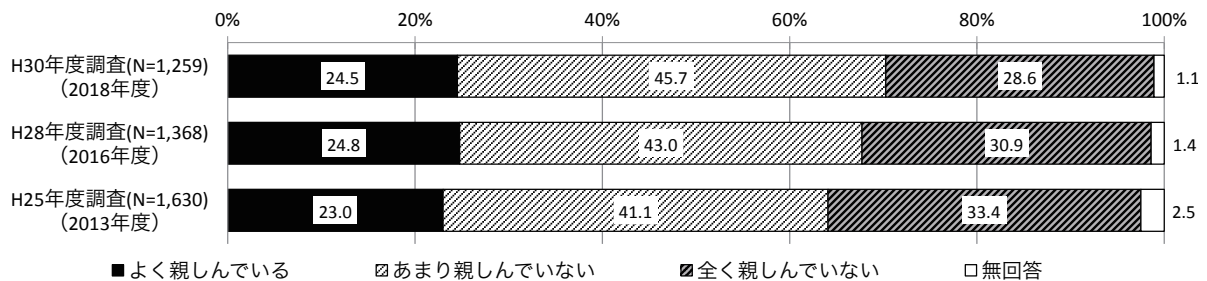
図表 II-7 たからんまつりの様子



(3) 市民の文化芸術に対する意識

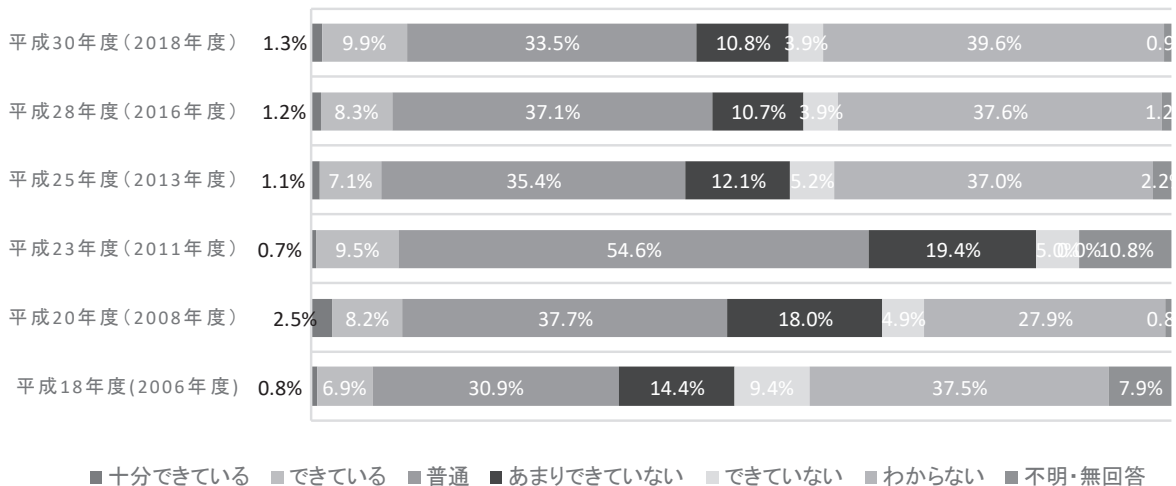
総合計画の策定をするにあたり、これまでの計画の進捗状況を確認し、地域の生活環境やまちづくりに関する市民の意識や活動状況、市の取組に対する評価を把握するアンケートを行っています。平成30年（2018年）11月～12月に実施したものに文化芸術活動の状況を調査した項目があり、「文化芸術活動によく親しんでいる」と回答する市民の割合は24%前後を推移しています。「よく親しんでいる」が安定した数値を維持していますが、一方で「あまり親しんでいない」の数値が年々増加しており、文化芸術都市をめざす本市としては、厳しい結果と捉えています。また、市民の文化活動に対する支援への評価については、「十分にできている」「できている」の割合の合計を見ると、概ね10%前後、「普通」まで含めると、概ね40%超で推移しています。しかし、「あまりできていない」「できていない」の割合の合計は15%程度となっており、今後も継続した取組を行っています。

図表 II-8 文化芸術活動の状況



（出典）宝塚市「市民意識に関するアンケート調査」

図表 II-9 市民の文化活動に対する支援への評価



（出典）宝塚市「市民意識に関するアンケート調査」

III. 宝塚市の文化芸術振興の現状と課題

第1次計画では宝塚市の特徴や現状を鑑み、将来都市像「創造力を育む 文化芸術の薫り高い宝塚」を実現していくため、「創る」「つながる」「ともに楽しむ」「伝える」「守る」「発信する」「支える」の7つの目標を掲げて施策を展開してきました。それぞれについて、現状と課題を整理します。

1. 「創る」…文化芸術に触れ、創る喜びを実感できる環境づくり

(1) これまでの取組と現状

市が設置している施設は、音楽専用ホールとして質の高いコンサートなどの事業を提供するベガ・ホール、多目的ホールである強みをいかし、舞台芸術を中心に幅広い文化芸術活動に対応できるソリオホールなどの文化施設に加えて、中央公民館が平成31年（2019年）2月にグランドオープン、令和2年（2020年）6月にはアートと自然を楽しむことのできる複合施設として文化芸術センターが誕生し、文化芸術の拠点機能の充実を図りました。

1,000人規模の市民ホールの整備を望む市民ニーズはあるものの、市民が安定的に自主的かつ創造的に多様な芸術活動に取り組むための拠点機能の拡充については、一定の整備が進んだと言えます。

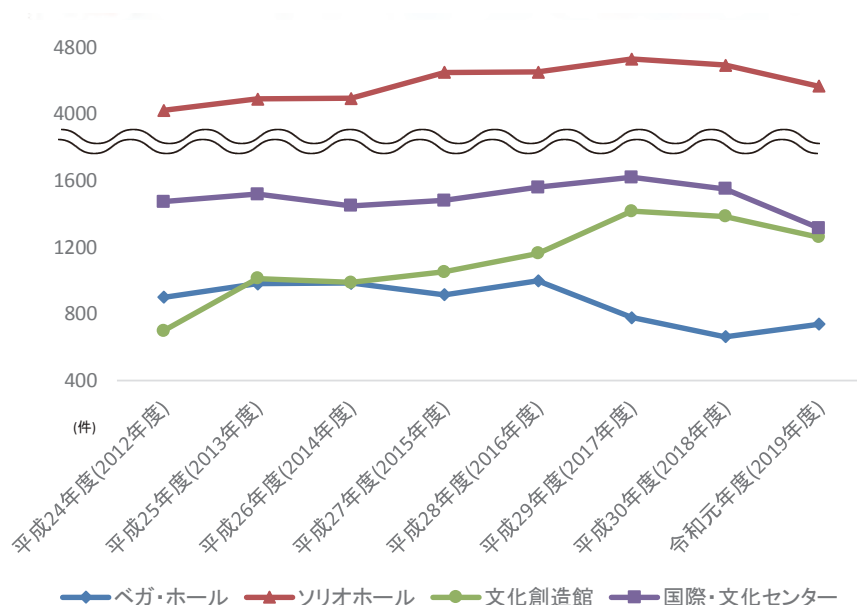
(2) 課題

このように文化芸術の拠点機能の充実を図ってきましたが、市民や文化活動団体からは、近隣他市と比較して文化関係施設が不足をしているとの声が根強くあります。それに加えて、日常の創作・練習場所も限られており、自由な活動が出来ないとの声も聞かれます。

既存の文化施設等についても老朽化が進んでおり、大規模修繕や設備の更新を順次求められています。

さらに、南画家・富岡鉄斎のコレクションを展示している鉄斎美術館、宝塚大劇場などの民間文化関連施設と相互に情報共有を行うなど連携を進めていく必要があります。

図表 III-1 市内の主な文化施設の利用件数（再掲）



2. 「つながる」・・・文化芸術活動が地域コミュニティを醸成し、人と人とがつながる

(1) これまでの取組と現状

① 地域コミュニティを醸成する環境の整備

市内の文化団体で構成する宝塚市文化団体連絡会と文化財団では、「たからんまつり」を開催して、市内で活動、活躍する芸術家等の指導のもと子どもたちが気軽に文化芸術に触れる機会を提供しています。

学校教育においては、地域住民を「みんなの先生」として招聘し、学校・家庭・地域が一体となった教育活動を推進しています。

また、宝塚音楽回廊や宝塚映画祭、宝塚現代美術てん・てんななどの市民主体の文化事業、さらに、宝塚歌劇市民貸切公演等の産業・教育をはじめ様々な関連分野での事業によって人と人との交流につなげてきました。

そのほか、宝塚に連綿と息づくだんじり文化をはじめ、祭りや伝統行事を通じて多彩な活動が、地域コミュニティの醸成に一定の寄与をしています。

一方で、施設のネットワーク化も進めており、阪神北地域 4 市 1 町（伊丹市・宝塚市・川西市・三田市・猪名川町）の各施設の相互利用について市外料金加算を撤廃し、相互の利用を促しています。

② 友好都市などとの文化交流の推進

災害相互応援協定締結を契機として、平成 25 年（2013 年）から大分市と、また、以前より交流のあった春野町を引き継ぐ浜松市とは、平成 26 年（2014 年）から音楽イベントを通じた文化交流を実施するなど友好都市等の自治体交流の充実を図っています。

図表 III-2 宝塚映画祭チラシ（左）、浜松市との文化交流事業の様子（右）



(2) 課題

現在行っている文化交流においては、文化施設を拠点としたものなど限定的な場合も多く、より多くの市民が参加できるよう、今後は交流分野の拡大や市民レベルへの展開が課題になっています。

また、海外姉妹都市（ウィーン市第九区、オーガスタ・リッチモンド郡）との交流は休止状態となっています。情報通信技術が発達するなど、気軽に海外の情報に触れられるようになった今、人が行き来することだけが国際交流ではありません。新たな国際交流の在り方を模索する必要があります。

3. 「ともに楽しむ」・・・市民の誰もが文化芸術に触れ、活動し、楽しめる環境づくり

(1) これまでの取組と現状

本市と文化財団では音楽や美術をはじめ、子どもから高齢者まで全ての市民が様々な芸術に触れる機会を提供する事業を展開してきました。

① 子どもの文化芸術活動の充実

子どもを対象とした事業として市立小学校では、演劇的手法を活用したワークショップを実施し、文化財団では、本市ゆかりの文化人・芸術家を学校等へ派遣して文化芸術に触れる機会を提供しています。

図表 III-3 子どもを対象とした事業の例

事業名	実施主体	概要
あおぞらコンサート	市	市内高校生吹奏楽部による屋外コンサートを実施
高校生美術部展		市内高校生美術部による合同展覧会を実施
宝塚市少年少女音楽隊 ／バトン隊		市内 9 小学校の音楽隊、市内 3 小学校・1 中学校のバトン隊が活動
自己表現力向上事業	教育委員会	演劇的手法を活用したワークショップを小学校にて実施
歌劇鑑賞事業		市内小・中学生が宝塚歌劇を鑑賞
TAKARA っいきいきスクール		小・中学生を対象に地域住民の指導による講座を実施
サマースクール		公民館活動グループが、小・中学生を対象にサマースクールを実施
夏休み子どもプログラム		子どもを対象としたコンサート、工作教室を実施
ことばの祭典		小・中学生を対象に、ことばの大切さを学ぶイベントを実施
ビブリオバトル		面白いと思った本をバトル形式で紹介し、読書への興味を広げるイベントを実施
TAKARA っ子造形作品展		市立幼稚園、小・中学校、特別支援学校の子どもの図工や美術などの作品展示を実施
たからんまつり	文化財団	宝塚市文化団体連絡会が、子どもを対象としたワークショップを実施
こどもいけばな教室		宝塚いけばな協会が、子どもを対象とした全 10 回の教室を実施
こども落語教室		子どもを対象とした全 7 回の教室を実施
ヘガ ジュニア アンサンブル		阪神地区在住の子どもたちによる弦楽アンサンブルの活躍
0 歳からのクラシックコンサート		未就学児や子育て世代が楽しめるコンサートを実施
学校コンサート		市内小学校・幼稚園（保育所）にてアウトリーチコンサートを実施
出前落語		市内小学校にて落語会を実施
子ども向け講座	人権文化センター 大型児童センター	小・中学生を対象とした絵画教室などを実施 中高生を対象にミュージックスクールを実施

図表 III-4 いけばな教室の様子(左)、TAKARA つ子いきいきスクールの様子(右)



② 高齢者が文化芸術活動に触れる機会の拡大

老人福祉センターでの高齢者向け講座の開催や、老人福祉大会でも発表の場が設けられており、高齢者同士の文化芸術を通じた交流が図られています。

図表 III-5 高齢者を対象とした事業の例

事業名	実施主体	概要
いきいき学舎プレミア	市	音楽鑑賞や演劇等を学ぶ2年制・4コースのシニアカレッジを実施
はつらつ教室		市内在住の60歳以上の方を対象とした教室を実施
高齢者学習事業づか塾		知識等をボランティアに生かすためのノウハウを学ぶ連続講座を実施
老人福祉大会		日頃の文化活動の成果を発表する大会を実施
元気な長寿の仲間たち展	文化財団	宝塚市展に出展した80歳以上の方の作品の展覧会を実施

③ 障害（がい）者が文化芸術を楽しむ機会の充実

障害者等が文化芸術を楽しむ機会を確保するため、100名以上の催しについては手話通訳者、要約筆記者を配置するなど、障害があっても参加しやすい環境の確保を行っているほか、障害者団体の運営・活動に対する補助・後援など、文化芸術を通じた社会参加を促進しています。

図表 III-6 障害者を対象とした事業の例

事業名	実施主体	概要
市民向けイベントにおける手話通訳者・要約筆記者配置	市	各種講演会等で手話通訳者・要約筆記者を配置
ふれあい作品展 ほか	教育委員会	特別支援学級などの生徒作品の展示 ほか
障害者社会学級 ほか		日常生活に必要な知識を学ぶ講座の実施 ほか
シネマインソリオにおける 日本語字幕付き映画上映 ほか	文化財団	日本語字幕付き映画の上映
たからづか能		詞章（音楽的要素のある演劇作品の文章）の配布

(2) 課題

現在これらの芸術体験を享受できるのは、芸術への一定の関心を前提としている等、一定の層に限られているという側面があります。高齢者や障害者を対象とした取組は限定的であり、福祉関連事業としての側面が強くなっています。法の理念に則り、多様性を受容し誰も取り残さないという文化芸術が持つ力を生かし、年齢、障害の有無又は経済的な状況に関わらず誰もが参加できる事業の必要性が高まっています。

また、平成 30 年（2018 年）6 月には、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行され、障害者の文化芸術活動の場の提供については、なお一層求められているところです。

年齢、性別、障害の有無や国籍等によって分け隔てなく、市民の誰もが様々な芸術に触れる機会を一層増やしていくことで、まちの活力を創造していく必要があります。

4. 「伝える」…文化遺産を伝え、市民がまちに愛着を持てるまちづくり

(1) これまでの取組と現状

① 文化財の保全と活用

本市には 80 件の指定有形文化財・18 件の登録文化財と、ケトロン祭・星下り祭・西谷地区のちまきの食文化の 3 件の市指定無形民俗文化財があり、これらの有形・無形の文化遺産は、市民や地域の団体、行政の手で受け継がれてきました。また、「たからづか文化財さんぽマップ」を多言語で作成し、市内の文化財を外国人も親しめるように努めてきました。さらに、大本山中山寺を含む西国三十三所観音巡礼が日本遺産に認定されたことから、本市の文化遺産の魅力発信の契機が生まれています。

② 伝統の継承と発展

「伝統芸能フェスティバル」「たからづか能」など伝統芸能を継承する事業を継続的に実施しています。子どもたちの興味・関心を高める取組として「こども落語教室」などを開催しています。

また、全国から多くの受検者を集め回を重ねている「宝塚学検定」をきっかけに、学習の成果や気づきを次の世代に伝えていく人が生まれています。また、いわゆるアクティブシニア層や市民ボランティアとも協力して文化財の紹介や案内を行っています。

(2) 課題

文化遺産の価値が明確で、多くの市民に受け継がれているものがある一方、その価値が十分に伝承されていないものも多くあります。また、伝承されないままに時が流れ、本来の価値が潜在化し、見えにくくなっているものも多く存在します。例えば、宝塚が発祥地である「ウィルキンソン タンサン」に関する調査・研究は、近年クローズアップされ、行政・企業・観光協会・商業者が連携した様々なプロジェクトにつながっています。このような文化的な財産を市民とともに探究・発掘し、磨き上げていく必要があります。

一方、伝統芸能分野についても少子高齢化により、後継者不足と次世代育成への対応が求められています。

図表 III-7 出前落語(左)、ウィルキンソン タンサンの自動販売機(右)



5. 「守る」…景観を守り、宝塚らしいまちなみをつくる

(1) これまでの取組と現状

本市はこれまで、都市計画法・景観法・市条例等による制度を活用し、良好な景観の保全と誘導に努めてきました。また、歴史的建造物や樹木等についても、文化財保護条例などの法令に基づく指定を行い、その保全を図っています。

自主的、自発的な市民活動を支援する「きずなづくり推進事業補助金」においては、都市景観のテーマとして「景観資源発掘」を設定し、市民と協働で景観保全を含めた活動を行いました。

(2) 課題

「守る」ものは、景観だけではなくありません。前項の「文化遺産」も含めて「守る」取組が求められています。そのため、文化遺産を包含したうえで、良好な景観を保全する必要があります。

図表 III-8 市の中央部を流れる武庫川（左）、宝塚景観まちあるきフォーラム（右）



6. 「発信する」…いつでも文化芸術に親しめるような情報が発信できる体制づくり

(1) これまでの取組と現状

広報たからづかや市ホームページ、文化財団からの各種イベント情報については積極的に発信を実施してきました。特に、内容によってはマスコミにも情報を提供し、効果的な発信を目指してきました。

また、宝塚歌劇や大本山中山寺、清荒神清澄寺など、本市が誇る文化に関する情報は、広報たからづかなどで発信することはもちろん、それに加えて、FM やウィズたからづかなど民間の媒体を通じても発信されています。

新型コロナウイルス感染拡大防止によるイベントの中止・延期が続きましたが、一方で市や文化財団では寄贈作品や宝塚学検定模擬試験のオンライン公開といった自宅で楽しめるような文化芸術に関する新しいコンテンツも生まれています。

(2) 課題

第 1 次計画において、文化芸術に関する情報の一元化とプラットフォーム化を掲げていましたが、民間施設の情報を含めた集約にまで至っていません。

SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）を通じた情報発信も課題となっています。本市が展開しているシティプロモーションではInstagram（インスタグラム）などを通して市の取組やイベントなどの情報を発信し始めましたが、文化芸術に関する発信は十分でないと考えられます。

また、文化芸術への関心を喚起し、誘客効果や都市ブランドを強化させるマーケティングの視点を考慮した情報発信も課題です。

図表 III-9 おうちでアートの公開(左)、宝塚学検定 WEB 模擬試験の公開 (右)



おうちでアート

〇〇さんちで元永さんと



宝塚学検定
WEB模擬試験



7. 「支える」…市民の文化芸術活動を支え、応援できる体制づくり

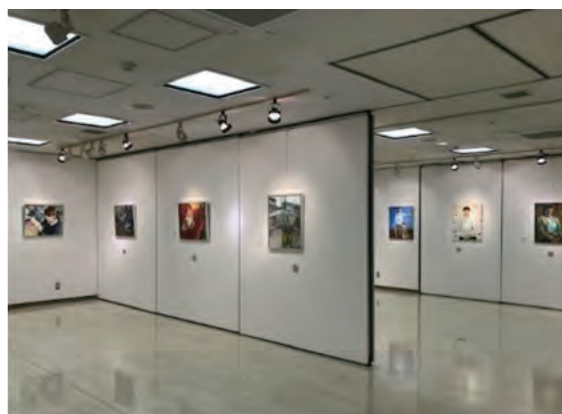
(1) これまでの取組と現状

本市では、各文化団体や活動団体に対し、文化施設を中心とした活動発表機会の提供や補助金の交付、市民の文化事業に対する後援や広報などの支援を行っています。

また、「きずなづくり推進事業補助金」において「文化芸術の薫り高い宝塚をめざして」というテーマを設定し、市民との協働で文化芸術の振興に取り組んでいます。さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、文化活動を自粛・縮小せざるを得ない状況に置かれた団体等に対して、「宝塚市文化芸術活動再開支援事業」や「芸術文化公演活動再開緊急支援事業」により、公演などの文化活動に要する施設の使用料を助成し、市内の文化芸術の振興を図りました。

その他、文化芸術活動を支える取組として、宝塚文化創造館では、宝塚音楽学校の旧校舎である特色を生かし、舞台芸術やイベント作りを体験しながら学ぶワークショップを開催しています。また、学校との連携事業については、市内の高校との連携によりミニコンサートや美術部展を実施しています。

図表 III-10 高校と連携した事業（おおぞらコンサート（左）、高校生美術部展（右））



(2) 課題

現行の支援は、市内の文化施設における各種の文化事業を通じて展開している支援が中心となっており、市民文化の裾野を広げるための支援は未だ十分とは言えません。市民が実施している文化芸術活動に対して効果的なアドバイスをすることが求められています。

一方、産官学民による事業については、高校との連携は行われていますが、大学との連携は文化財団の事業に一部あるのみで、取組を一層発展させる余地があります。

本市並びに文化財団は、市民や文化団体、アーティスト等、多様な主体が有機的につながることで市民文化を活性化させるための支援を強化していく必要があります。

IV. 宝塚市がめざす 10 年後の姿

1. 将来都市像

総合計画では、10 年後のめざすまちの姿として「共に創り、未来につなぐまち」を掲げるとともに、特に、観光・産業・文化分野においては【宝塚らしい“にぎわい”と文化芸術があふれる、創造性豊かなまち】をめざしています。これを達成していくために本計画では、10 年後の**将来都市像**を第 1 次計画に引き続き『**創造力を育む 文化芸術の薫り高い 宝塚**』と定め、次のとおり取組を推進していきます。

図表 IV-1 宝塚市のめざすまちの姿と文化芸術振興基本計画の将来都市像



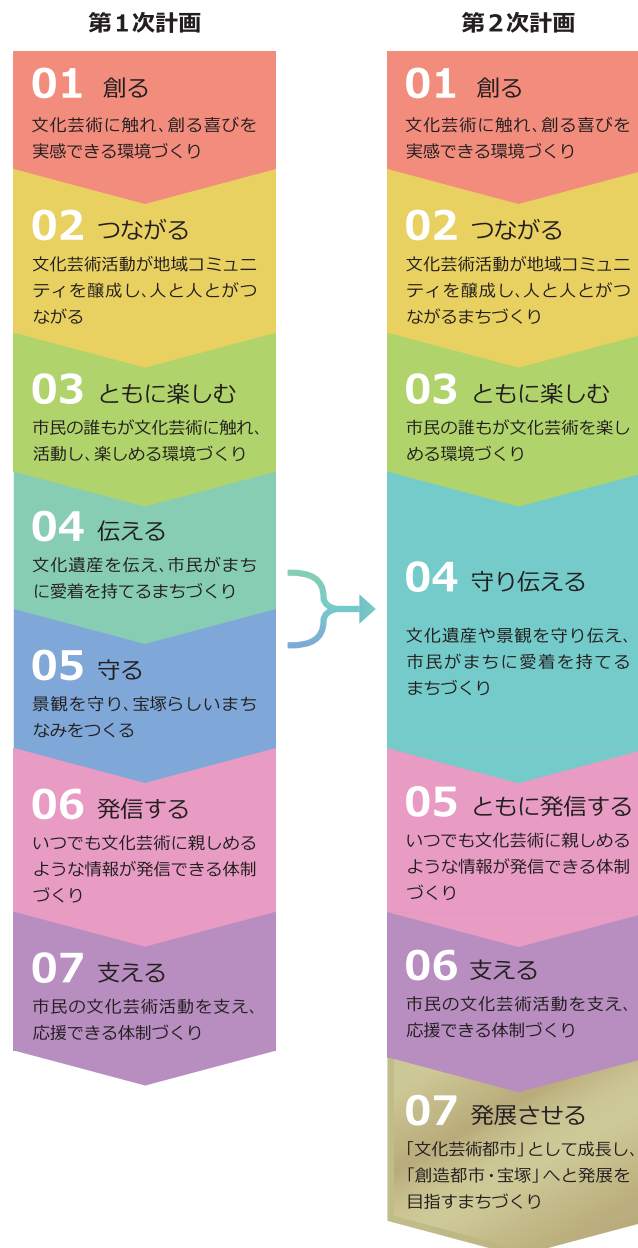
2. 取組の方向性

前述のとおり、第 1 次計画では 7 つの取組の方向性を掲げてきました。

これまでの「伝える」と「守る」については、文化遺産も景観も、「守る」ことによってはじめて「伝える」とができることから、「守り伝える」という 1 つの方向性に統合しました。また、「発信する」については、市、市民、民間事業者等が連携し、文化関連情報を発信することをめざすことから、「ともに発信する」とします。さらに、文化政策の枠組みだけにとらわれず、産業、観光、まちづくり、福祉、教育等の関連分野と有機的につなげ、経済効果につなげて持続性を高めるという意味を込めて本計画から「発展させる」を追加しました。

これら 7 つを将来都市像『創造力を育む 文化芸術の薫り高い 宝塚』を実現するための取組の方向性とします。

図表 IV-2 新旧の取組の方向性の比較



(1)「創る」…文化芸術に触れ、創る喜びを実感できる環境づくり

① めざす姿

全ての市民が文化の創り手・担い手として活躍できる環境や仕組みをつくります。

② 基本方針

文化芸術センターの誕生を契機として、手塚治虫記念館、宝塚文化創造館、国際・文化センターなど各文化関連施設が有機的に連携し、文化芸術活動を展開することで、多くの市民が文化芸術に親しめる環境づくりに努めます。また、文化芸術で創る喜びを感じられるように、誰もが気軽に参加、体験できる事業を展開し、市民の創造意欲を掘り起こし、主体的な活動へつなげる取組や仕組みづくりを進めます。

一方で、公共施設全体の最適化のため、統廃合や再配置を進めています。こうした動きに配慮しつつ、老朽化する既存の文化施設の修繕や設備の更新を順次行うほか、民間の施設も含めて、文化芸術を創造する新たな空間が創出できないか、可能性を検討します。

まちなかの様々な空間と芸術を融合させる取組やデジタル技術を活用した映像配信等の取組を推進し、身近な芸術空間を創出するとともに、「アートのみち宝塚」としての魅力を高めます。

なお、潜在的ニーズがある「市民ホール」については、文化政策だけでなく、都市経営的な観点も含めて長期的な検討課題と位置づけます。

③ 主な取組

- ・文化施設間の連携
- ・新たな場づくりなど活動機会の創出

図表 IV-3 TRAD(Takarazuka Relational Art Days) (左)

宝塚現代美術てん・てん (右)



(2)「つながる」…文化芸術活動が地域コミュニティを醸成し、人と人がつながるまちづくり

① めざす姿

文化芸術活動を通じて、地域コミュニティ・市民のつながりが深まるまちをめざします。

② 基本方針

市や文化財団、文化団体等が多彩な文化事業を実施してきました。また、文化芸術センターの「市民サポーター制度」やホールにおける案内やイベントボランティアなど、市民が日常的に文化施設に関わる形で、相互に交流し、いきいきと楽しみながら活動できる場づくりも進んでいます。これらの活動、特に文化芸術活動を支えていく人間を育成することがさらに人と人の様々な交流を生み出していることを再評価し、事業や取組をこれからも継続していくことが重要です。

市民と文化団体、アーティストの活動分野を超えた交流、異文化との交流等、人と人の文化を通じた交流を一層促進させる事業を推進します(例：市民、アーティスト、文化団体、商業者、大学、企業、行政等、多様な主体が参画する芸術祭等)。

これらの事業を通じて市民の文化芸術活動が促進されることで、市民の相互理解が深まり、地域コミュニティのつながりも深めます。

姉妹都市（松江市）、友好都市（浜松市、大分市等）、フラワー都市交流も含めて、他都市との交流と絆をより一層深めていくために、交流事業を継続的に推進します。これらの活動を、行政レベルの交流でとどめることなく、市民レベルの交流につなげます。

一方、国際交流については、海外姉妹都市との交流がしばらく休止状態にありますが、人の行き来による交流にこだわらず、外国人に向けた宝塚文化の発信や情報通信技術を活用した取組などを模索していきます。

③ 主な取組

- ・宝塚ゆかりの文化人や芸術家との連携
- ・姉妹都市、友好都市等との文化芸術交流

図表 IV-4 文化芸術センターでの市民サポーター活動(左)、
大分市との文化交流の様子(右)



(3)「ともに楽しむ」…市民の誰もが文化芸術を楽しめる環境づくり

① めざす姿

市民の誰もが文化芸術を享受し、活動に参加できる環境をつくれます。

② 基本方針

近年、文化芸術が持つ、あらゆる人に社会参加の機会をひらき、多様な価値観の尊重や他者との相互理解が進む社会包摂の機能が注目されています。これからは年齢、性別、障碍の有無や国籍等によって分け隔てなく、市民の誰もが日常生活において、生活文化を含む文化芸術を身近に感じることができ、来訪者にとってもまちなかでアートを体験できるような環境づくりも重要になります。最近では誰もが気軽に触れることのできる機会の創出として、ストリートピアノを市内のオープンスペースに設置しました。

こうした認識のもと、子どもの感性と創造性を高め、心の豊かさを育むため、学校教育と児童福祉の連携を強め、社会包摂的な機能を重視した事業の充実を図ります。また、高齢者、障碍者が文化芸術の鑑賞、参加、創造活動を一層行いやすくなるよう、環境整備や創作、公演等への支援などを行います。

③ 主な取組

- ・社会包摂に資する事業の促進
- ・子どもや親子を対象とした文化芸術事業の充実
- ・高齢者、障碍のある人を対象とした活動機会の充実

図表 IV-5 学校コンサートの様子(左)、元気な長寿の仲間たちの様子(右)



(4)「守り伝える」…文化遺産や景観を守り伝え、市民がまちに愛着を持てるまちづくり

① めざす姿

文化遺産や景観の保全・継承を通じ、宝塚に愛着を持つ市民を増やします。

② 基本方針

本市のかけがえのない有形・無形の文化遺産については、市民や各種団体そして行政が連携しながら、調査研究を継続し、伝承活動を積極的に推進します。

また、市民力を生かす「宝塚学検定」から派生して活動を展開している「博士の会」のような人材や市民組織を育成し、学習成果の蓄積と魅力を発信する取組を支援します。

そのためのひとつの取組として、市民の力をまちの愛着につなげていくためのプロジェクトの推進も必要です。先に述べました、近年クローズアップされた「ウィルキンソン タンサン」発祥地に関する調査・研究については、市民が手作りした本を図書館の蔵書として次世代へ伝える「みんなのたからづかマチ文庫」をきっかけに行われてきました。

このように、本市は、「潜在化している魅力を掘り起こし→まちの魅力につなげ→市民の愛着を高める」、という一連のプロセスを機能させるために必要な支援を行います。

さらに、伝統芸能分野についても、次世代へつないでいくため、引き続き継続的に事業を実施し、伝統芸能に触れる機会を設けていきます。

景観については「公」と「私」の財産が混在し、文化的な価値も加味されながら、総体として成り立っている、いわば「まちの有形・無形資産」と言えます。

文化遺産とともに景観を守り育てるために、地域の総意を形成しながら、市民の主体的な活動を支援します。

③ 主な取組

- ・文化遺産、文化財の保全、継承
- ・市民ボランティア団体の育成
- ・伝統芸能の保全、継承
- ・都市景観の形成に関する啓発活動

図表 IV-6 宝塚学検定 まち歩きの様子(左)、大本山中山寺 大門(右)



(5)「ともに発信する」…いつでも文化芸術に親しめるような情報が発信できる体制づくり

① めざす姿

市、市民、民間事業者等が連携し文化関連情報を発信して、誰もが気軽に情報を享受できるようにします。

② 基本方針

市民や来訪者が、本市の文化芸術に触れることのできる情報が的確に伝わるよう、広報たからづかや市 HP、各種イベントチラシ等を通じて、積極的に発信します。

市や文化財団をはじめ、それぞれの機関から発信されている情報について、一元化とプラットフォーム化に取り組んでいくとともに市が保有する文化芸術に関する資料等を市 HP 上にアーカイブ化します。

また、SNS を活用した文化芸術に関する情報発信を広げるため、関係機関から発信する情報だけでなく、宝塚のまちが好きな人にも魅力ある情報を発信してもらうような仕組みも構築します。

本市には文化芸術に係る様々な資源を中心とする「宝塚ブランド」があり、大きな強みがあると言えます。地域間競争が激化する中、各都市・地域はその魅力を発信する重要性が高まっており、文化芸術だけではなく幅広い情報を効果的に伝える手法を取り入れます。シティプロモーションの視点から、ターゲットに応じた情報を発信することで、本市への関心を喚起し、宝塚市ファンを増やすことで誘客効果や都市ブランドの強化に努めます。

③ 主な取組

- ・文化芸術に関する情報の一元化
- ・新しい情報ネットワークの構築
- ・文化芸術資源を活用した情報発信

図表 IV-7 広報たからづか（文化芸術に関する特集記事）（左）

宝塚ブランドの魅力を伝えるモノ・コト・バ宝塚 MOOK（右）



(6)「支える」…市民の文化芸術活動を支え、応援できる体制づくり

① めざす姿

市は文化財団とともに市民活動を支援し、市民の文化芸術活動の基盤をつくります。

② 基本方針

文化芸術活動の振興には、市民やアーティスト、文化団体などの創造活動や自立を支援することが必要です。また、文化芸術活動を様々な面からサポートするため、効果的なアドバイスを行うことも求められます。市と文化財団は、市民やアーティスト、文化団体等による文化芸術活動を促進し、市民文化の裾野を広げるため支援の充実を図ります。

市は文化財団と連携し、事業の現場の声やニーズを共有することで、文化政策の方針に適切に反映するよう努めます。また、市民やアーティスト、文化団体等が主催する各種のイベント事業には、できる限り後援するとともに広報、その他、市として可能な支援を行います。

文化財団はこれまでも文化団体のコーディネートや情報提供等の相談に対応し、後援、協力、共催等の形で支援やノウハウ提供を行ってきましたが、今後はさらに公共の文化施設の運営に留まらない広い視野を持って、専門的なノウハウや経験、ネットワークを生かした支援を行います。

③ 主な取組

- ・文化芸術活動を支援する体制の拡充
- ・アドバイザーやコーディネーターの育成

図表 IV-8 おかえりクラシック（クラウドファンディングによる連携）（左）、
文化から宝塚を考える勉強会（右）



(7)「発展させる」・・・「文化芸術都市」として成長し、「創造都市・宝塚」へと発展をめざすまちづくり

① めざす姿

文化芸術の持つ創造性を生かし、産業振興や地域活性化の取組を行うことで、持続可能なまちづくりを進めます。

② 基本方針

21世紀の国際社会においては、グローバリゼーションと知識情報経済化が急速に進展し、小さくても「文化が輝く世界都市」をめざす動きが国際的な潮流になりつつあります。国内でも同様の動きがある中で、本市は、既に「芸術のまち」としての都市イメージが定着しています。これは宝塚歌劇をはじめ手塚治虫記念館など豊富な文化資源に裏打ちされたものであり、世界に響く文化芸術都市に成長していくポテンシャルを有していると考えます。

文化芸術は、市民や企業、関係人材のシビックプライドを醸成し、都市のアイデンティティの確立に寄与します。これが、問題解決の原動力となり、文化芸術が創造的アイデアを刺激し、コミュニティを再生しながら、社会課題の解決に貢献します。産業面においては既存産業の発展はもとより、文化芸術のポテンシャルを生かした新産業の創造に貢献し、産業振興と地域活性化を促進し、地域経済の持続性を高めます。

持続可能なまちづくりのため、文化芸術が果たす役割を認識し、産業振興ビジョンで掲げる「創造都市・宝塚」の実現を目指します。

③ 主な取組

- ・他分野（観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業等）との連携事業の充実
- ・産業振興、地域活性化に資する事業の促進

（解説）「創造都市」とは？

創造都市（Creative City）とは、グローバリゼーションと知識情報経済化が急速に進展した21世紀初頭にふさわしい都市のあり方の一つであり、文化芸術と産業経済との創造性に富んだ都市です。産業空洞化と地域の荒廃に悩む欧米の都市では、1985年に始まる「欧州文化首都」事業など「芸術文化の創造性を活かした都市再生の試み」が成功を収めて以来、世界中で多数の都市において行政、芸術家や文化団体、企業、大学、住民などの連携のもとに進められています【文化庁】

創造都市とは、市民の創造活動の自由な発揮に基づいて、文化と産業における創造性に富み、同時に、脱大量生産の革新的で柔軟な都市経済システムを備え、グローバルな環境問題や、あるいはローカルな地域社会の課題に対して、創造的問題解決を行えるような『創造の場』に富んだ都市である。

【大阪市立大学大学院

創造都市研究科教授 佐々木雅幸】

3. めざす姿の実現状況を測る指標

7 つの取組の方向性に紐づく「めざす姿」の実現状況を測る指標として、図表のとおり指標を設定します。10 年後の指標については、計画の進捗状況を見ながら改めて設定します。

図表 IV-9 指標一覧

指標	現状	令和 7 年 (2025 年)	10 年後に めざす方向性	関連する 取組の方向性
文化施設(ベガ・ホール、ソリオホール、宝塚文化創造館)の利用率	68.1% (令和元年)	73%	↗	創る
国際・文化センターの利用率	57.2% (令和元年)	62%		
文化芸術センター及び庭園の 来場者数	(新規) (令和 2 年)	40 万人		
協働による 文化芸術関連事業数 (協働事業実態調査)	142 事業 (令和元年)	164 事業	↗	つながる
文化芸術によく親しんでいると 回答する市民の割合 (アンケート)	24.5% (平成 30 年)	30%	↗	ともに楽しむ
文化芸術関連の市民ボランティア の登録者数	92 人 (令和元年)	300 人	↗	守り伝える
市 HP の文化芸術関連ページの アクセス数	66,809 件 (令和元年)	70,000 件	↗	ともに発信する
市民の文化活動に対する支援が 十分にできている、できていると回 答する市民の割合 (アンケート)	11.2% (平成 30 年)	16%	↗	支える
他分野と連携した取組数 ※観光、まちづくり、国際交流、 福祉、教育、産業等と連携した 事業数の合計	15 事業 (令和元年)	100 事業	↗	発展させる

V. 計画の進め方

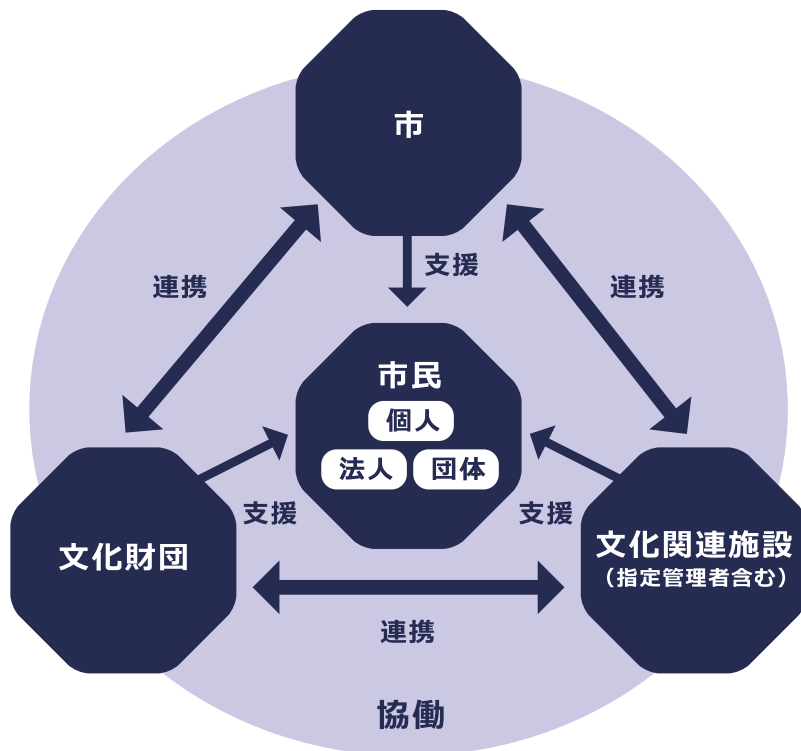
1. 計画を進める体制

(1) 協働による取組とそれぞれの役割

総合計画におけるめざすまちの姿でも述べたとおり、本計画の推進にあたっては文化芸術振興の主役は市民（個人、法人、団体）であり、全ての市民と文化財団、そして市などが連携・協働して取り組みます。

- ・市民（個人、法人、団体）は、文化芸術活動の担い手や支援者として、様々な文化芸術活動に関わります。また、文化芸術活動が地域コミュニティの発展を支えるものであることを踏まえ、市民は文化芸術活動を通じて、相互に理解し、尊重し、交流を深めます。
- ・市は、文化芸術の振興に関する施策を実施します。施策の実施に当たっては、宝塚市民文化芸術振興に関する庁内連絡会や文化芸術拠点連携促進協議会において横断的連携を図り、取組と課題を共有することで、分野を超えた連携や特定の施設を会場としない全市的な事業を展開します。また、文化芸術の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じます。
- ・文化財団は、長期的により安定した文化芸術振興の推進母体として、文化芸術振興の中心的役割を担います。公共の文化施設の運営に留まらない広い視野を持って、専門的なノウハウや経験、ネットワークを活かした支援を行います。
- ・文化関連施設（指定管理者含む）は、市民や来訪者が文化芸術に関する活動を行う場の運営を担うほか、地域住民との日常的な関わりや他の関係機関と連携した取組を行うなど、文化芸術の裾野を広げる一翼を担います。

図表 V-1 推進体制のイメージ



2. 計画の進行管理

宝塚市民文化芸術振興会議を本計画策定後も引き続き開催し、第三者の目から見た指標の進捗管理や、市の事業の効果等について定期的に検証していきます。また、計画期間は令和 12 年度（2030 年度）までの 10 年間となりますが、計画の進捗状況や社会情勢に応じて適宜必要な見直しを行います。

図表 V-2 宝塚市の景観



VI. 資料編

1. 文化芸術基本法

○文化芸術基本法

(平成十三年十二月七日)

(法律第百四十八号)

改正 平成二九年六月二三日法律第七三号

同三〇年六月八日同第四二号

令和元年六月七日同第二六号

文化芸術振興基本法をここに公布する。

文化芸術基本法

(平二九法七三・改称)

目次

前文

第一章 総則（第一条—第六条）

第二章 文化芸術推進基本計画等（第七条・第七条の二）

第三章 文化芸術に関する基本的施策（第八条—第三十五条）

第四章 文化芸術の推進に係る体制の整備（第三十六条・第三十七条）

附則

文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである。また、文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。更に、文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中であって、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものである。

我々は、このような文化芸術の役割が今後においても変わることなく、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持ち続けると確信する。

しかるに、現状をみるに、経済的な豊かさの中にありながら、文化芸術がその役割を果たすことができるような基盤の整備及び環境の形成は十分な状態にあるとはいえない。二十一世紀を迎えた今、文化芸術により生み出される様々な価値を生かして、これまで培われてきた伝統的な文化芸術を継承し、発展させるとともに、独創性のある新たな文化芸術の創造を促進することは、我々に課された緊要な課題となっている。

このような事態に対処して、我が国の文化芸術の振興を図るためには、文化芸術の礎たる表現の自由の重要性を深く認識し、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨としつつ、文化芸術を国民の身近なものとし、それを尊重し大切にしよう包括的に施策を推進していくことが不可欠である。

ここに、文化芸術に関する施策についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則 (目的)

第一条 この法律は、文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることに鑑み、文化芸術に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、文化芸術に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う者（文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。）の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

（平二九法七三・一部改正）

（基本理念）

第二条 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。

- 2 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。
- 3 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。
- 4 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国及び世界において文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られるよう考慮されなければならない。
- 5 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。
- 6 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。
- 7 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよう、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならない。
- 8 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、乳幼児、児童、生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性に鑑み、学校等、文化芸術活動を行う団体（以下「文化芸術団体」という。）、家庭及び地域における活動の相互の連携が図られるよう配慮されなければならない。
- 9 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く国民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。
- 10 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが重要であることに鑑み、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。

（平二九法七三・一部改正）

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、文化芸術に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（平二九法七三・一部改正）

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主

体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（平二九法七三・一部改正）

（国民の関心及び理解）

第五条 国は、現在及び将来の世代にわたって人々が文化芸術を創造し、享受することができるとともに、文化芸術が将来にわたって発展するよう、国民の文化芸術に対する関心及び理解を深めるように努めなければならない。

（文化芸術団体の役割）

第五条の二 文化芸術団体は、その実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に、文化芸術活動の充実に図るとともに、文化芸術の継承、発展及び創造に積極的な役割を果たすよう努めなければならない。

（平二九法七三・追加）

（関係者相互の連携及び協働）

第五条の三 国、独立行政法人、地方公共団体、文化芸術団体、民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

（平二九法七三・追加）

（法制上の措置等）

第六条 政府は、文化芸術に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

（平二九法七三・一部改正）

第二章 文化芸術推進基本計画等

（平二九法七三・改称）

（文化芸術推進基本計画）

第七条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術に関する施策に関する基本的な計画（以下「文化芸術推進基本計画」という。）を定めなければならない。

2 文化芸術推進基本計画は、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。

3 文部科学大臣は、文化審議会の意見を聴いて、文化芸術推進基本計画の案を作成するものとする。

4 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の施策に係る事項について、第三十六条に規定する文化芸術推進会議において連絡調整を図るものとする。

5 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画が定められたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前三項の規定は、文化芸術推進基本計画の変更について準用する。

（平二九法七三・一部改正）

（地方文化芸術推進基本計画）

第七条の二 都道府県及び市（特別区を含む。第三十七条において同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が同項第三号に掲げる事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（次項において「特定地方公共団体」という。）にあっては、その長）は、文化芸術推進基本計画を参酌して、その地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画（次項及び第三十七条において「地方文化芸術推進基本計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 特定地方公共団体の長が地方文化芸術推進基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、

あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

(平二九法七三・追加、平三〇法四二・令元法二六・一部改正)

第三章 文化芸術に関する基本的施策

(平二九法七三・改称)

(芸術の振興)

第八条 国は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術（次条に規定するメディア芸術を除く。）の振興を図るため、これらの芸術の公演、展示等への支援、これらの芸術の制作等に係る物品の保存への支援、これらの芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

(平二九法七三・一部改正)

(メディア芸術の振興)

第九条 国は、映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術（以下「メディア芸術」という。）の振興を図るため、メディア芸術の制作、上映、展示等への支援、メディア芸術の制作等に係る物品の保存への支援、メディア芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

(平二九法七三・一部改正)

(伝統芸能の継承及び発展)

第十条 国は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能（以下「伝統芸能」という。）の継承及び発展を図るため、伝統芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(平二九法七三・一部改正)

(芸能の振興)

第十一条 国は、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く。）の振興を図るため、これらの芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援、これらの芸能に係る知識及び技能の継承への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(平二九法七三・一部改正)

(生活文化の振興並びに国民娯楽及び出版物等の普及)

第十二条 国は、生活文化（茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化をいう。）の振興を図るとともに、国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。）並びに出版物及びレコード等の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(平二九法七三・一部改正)

(文化財等の保存及び活用)

第十三条 国は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術（以下「文化財等」という。）の保存及び活用を図るため、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術の振興等)

第十四条 国は、各地域における文化芸術の振興及びこれを通じた地域の振興を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示、芸術祭等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能（地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。）に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(平二九法七三・一部改正)

（国際交流等の推進）

第十五条 国は、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進を図ることにより、我が国及び世界の文化芸術活動の発展を図るため、文化芸術活動を行う者の国際的な交流及び芸術祭その他の文化芸術に係る国際的な催しの開催又はこれへの参加、海外における我が国の文化芸術の現地の言語による展示、公開その他の普及への支援、海外の文化遺産の修復に関する協力、海外における著作権に関する制度の整備に関する協力、文化芸術に関する国際機関等の業務に従事する人材の養成及び派遣その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、前項の施策を講ずるに当たっては、我が国の文化芸術を総合的に世界に発信するよう努めなければならない。

（平二九法七三・一部改正）

（芸術家等の養成及び確保）

第十六条 国は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、伝統芸能の伝承者、文化財等の保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有する者、文化芸術活動に関する企画又は制作を行う者、文化芸術活動に関する技術者、文化施設の管理及び運営を行う者その他の文化芸術を担う者（以下「芸術家等」という。）の養成及び確保を図るため、国内外における研修、教育訓練等の人材育成への支援、研修成果の発表の機会の確保、文化芸術に関する作品の流通の促進、芸術家等の文化芸術に関する創造的活動等の環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

（平二九法七三・一部改正）

（文化芸術に係る教育研究機関等の整備等）

第十七条 国は、芸術家等の養成及び文化芸術に関する調査研究の充実を図るため、文化芸術に係る大学その他の教育研究機関等の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

（国語についての理解）

第十八条 国は、国語が文化芸術の基盤をなすことにかんがみ、国語について正しい理解を深めるため、国語教育の充実、国語に関する調査研究及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

（日本語教育の充実）

第十九条 国は、外国人の我が国の文化芸術に関する理解に資するよう、外国人に対する日本語教育の充実を図るため、日本語教育に従事する者の養成及び研修体制の整備、日本語教育に関する教材の開発、日本語教育を行う機関における教育の水準の向上その他の必要な施策を講ずるものとする。

（平二九法七三・一部改正）

（著作権等の保護及び利用）

第二十条 国は、文化芸術の振興の基盤をなす著作権者の権利及びこれに隣接する権利（以下この条において「著作権等」という。）について、著作権等に関する内外の動向を踏まえつつ、著作権等の保護及び公正な利用を図るため、著作権等に関する制度及び著作物の適正な流通を確保するための環境の整備、著作権等の侵害に係る対策の推進、著作権等に関する調査研究及び普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

（平二九法七三・一部改正）

（国民の鑑賞等の機会の充実）

第二十一条 国は、広く国民が自主的に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、これらに関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実）

第二十二條 国は、高齢者、障害者等が行う文化芸術活動の充実を図るため、これらの者の行う創造的活動、公演等への支援、これらの者の文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

（平二九法七三・一部改正）

（青少年の文化芸術活動の充実）

第二十三條 国は、青少年が行う文化芸術活動の充実を図るため、青少年を対象とした文化芸術の公演、展示等への支援、青少年による文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（学校教育における文化芸術活動の充実）

第二十四條 国は、学校教育における文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術に関する体験学習等文化芸術に関する教育の充実、芸術家等及び文化芸術団体による学校における文化芸術活動に対する協力への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（平二九法七三・一部改正）

（劇場、音楽堂等の充実）

第二十五條 国は、劇場、音楽堂等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、公演等への支援、芸術家等の配置等への支援、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（美術館、博物館、図書館等の充実）

第二十六條 国は、美術館、博物館、図書館等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、展示等への支援、芸術家等の配置等への支援、文化芸術に関する作品等の記録及び保存への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（地域における文化芸術活動の場の充実）

第二十七條 国は、国民に身近な文化芸術活動の場の充実を図るため、各地域における文化施設、学校施設、社会教育施設等を容易に利用できるようにするための措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

（公共の建物等の建築に当たっての配慮等）

第二十八條 国は、公共の建物等の建築に当たっては、その外観等について、周囲の自然的環境、地域の歴史及び文化等との調和を保つよう努めるものとする。

2 国は、公共の建物等において、文化芸術に関する作品の展示その他の文化芸術の振興に資する取組を行うよう努めるものとする。

（平二九法七三・一部改正）

（情報通信技術の活用の推進）

第二十九條 国は、文化芸術活動における情報通信技術の活用の推進を図るため、文化芸術活動に関する情報通信ネットワークの構築、美術館等における情報通信技術を活用した展示への支援、情報通信技術を活用した文化芸術に関する作品等の記録及び公開への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（調査研究等）

第二十九條の二 国は、文化芸術に関する施策の推進を図るため、文化芸術の振興に必要な調査研究並びに国の内外の情報の収集、整理及び提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（平二九法七三・追加）

（地方公共団体及び民間の団体等への情報提供等）

第三十條 国は、地方公共団体及び民間の団体等が行う文化芸術の振興のための取組を促進するた

め、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（民間の支援活動の活性化等）

第三十一条 国は、個人又は民間の団体が文化芸術活動に対して行う支援活動の活性化を図るとともに、文化芸術活動を行う者の活動を支援するため、文化芸術団体が個人又は民間の団体からの寄附を受けることを容易にする等のための税制上の措置、文化芸術団体が行う文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

（平二九法七三・一部改正）

（関係機関等の連携等）

第三十二条 国は、第八条から前条までの施策を講ずるに当たっては、芸術家等、文化芸術団体、学校等、文化施設、社会教育施設、民間事業者その他の関係機関等の間の連携が図られるよう配慮しなければならない。

2 国は、芸術家等及び文化芸術団体が、学校等、文化施設、社会教育施設、福祉施設、医療機関、民間事業者等と協力して、地域の人々が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会を提供できるようにするよう努めなければならない。

（平二九法七三・一部改正）

（顕彰）

第三十三条 国は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者及び文化芸術の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

（政策形成への民意の反映等）

第三十四条 国は、文化芸術に関する政策形成に民意を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、芸術家等、学識経験者その他広く国民の意見を求め、これを十分考慮した上で政策形成を行う仕組みの活用等を図るものとする。

（平二九法七三・一部改正）

（地方公共団体の施策）

第三十五条 地方公共団体は、第八条から前条までの国の施策を勘案し、その地域の特性に応じた文化芸術に関する施策の推進を図るよう努めるものとする。

（平二九法七三・一部改正）

第四章 文化芸術の推進に係る体制の整備

（平二九法七三・追加）

（文化芸術推進会議）

第三十六条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、文化芸術推進会議を設け、文部科学省及び内閣府、総務省、外務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の連絡調整を行うものとする。

（平二九法七三・追加）

（都道府県及び市町村の文化芸術推進会議等）

第三十七条 都道府県及び市町村に、地方文化芸術推進基本計画その他の文化芸術の推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

（平二九法七三・追加）

附 則 抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二九年六月二三日法律第七三号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（文化芸術に関する施策を総合的に推進するための文化庁の機能の拡充等の検討）

第二条 政府は、文化芸術に関する施策を総合的に推進するため、文化庁の機能の拡充等について、その行政組織の在り方を含め検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （平成三〇年六月八日法律第四二号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則 （令和元年六月七日法律第二六号） 抄
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（参考）基本法における文化芸術の例示

文化芸術の分野	種類
芸 術	文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊、その他の芸術
メディア芸術	映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術
伝統芸能	雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能
芸能	講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能
生活文化・国民娯楽・出版物等	生活文化（茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化）、国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽）、出版物及びレコード等
文化財等	有形及び無形の文化財並びにその保存技術

2. 宝塚市民の文化芸術に関する基本条例

○宝塚市民の文化芸術に関する基本条例

平成25年7月9日

条例第42号

注 令和2年3月31日条例第6号から条文注記入る。

改正 令和2年3月31日条例第6号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 市民及び市の役割（第4条—第6条）

第3章 基本となる施策（第7条—第13条）

第4章 推進体制（第14条・第15条）

附則

宝塚市は、武庫川の清流、六甲山系や長尾山系の山なみに象徴される豊かな自然環境に恵まれ、多くの人々が住まい、豊かな生活を営んできました。また、古来、人々の往来が盛んな街道の結節点であり、行き交う人々の交流の中から様々な文化が生まれました。それらは、市内各地に点在する多数の古墳や随所に見られる神社仏閣、風情あるまちなみなどの文化遺産として現在の暮らしの中に受け継がれています。

明治期に温泉街が、大正初期には宝塚歌劇が誕生し、観光のまちとして多くの人々を魅了してきました。そこに、阪神間モダニズムの一翼を担う、モダンで進取の気風に富んだ文化芸術が育ち、これらを愛する人々が移り住んできました。豊かな文化芸術環境の下で、多くの文化人、芸術家を始めとする創造者、制作者、技術者、研究者等を輩出しました。手塚治虫氏の漫画やアニメーション作品も、先進的で文化的な環境を抜きには語れないとされています。このように本市は、様々な文化が幾重にも積み重ねられた、全国に誇れる文化・芸術都市です。

文化芸術は、人々の創造性を育み、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供しています。そして、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成し、世界の平和に寄与するものです。また、劇場、音楽堂などの社会的基盤は、文化芸術を通して人々が集い、人々が共に生きる^{きずな}絆を形成する場です。さらに、人々の共感と参加を得ることにより「新しい広場」として、地域コミュニティの創造と再生を通じて、地域の発展を支える場となるものです。

現在も、本市は、市民が心豊かな生活を営み、住み続けたいと望むまちであり、また、多くの観光客が訪れる、魅力あふれるまちです。この環境を維持し、さらに発展させるためには、豊かな文化芸術を継承し、育成することが欠かせません。

ここに、宝塚市は、文化芸術の持つ重要性に鑑み、市民と市の協働の下、積極的にその振興に努め、文化の薫り高いまち宝塚の実現を目指してこの条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、本市における文化芸術の振興に関する基本理念を定め、市民及び市の役割を明らかにするとともに、文化芸術の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって心豊かな市民生活の向上及び文化の薫り

高いまちづくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 文化芸術活動 文化芸術を享受し、創造し、又は発信することをいう。

(2) 市民 本市に在住し、在勤し、又は在学する個人及び本市を拠点として活動する法人その他の団体をいう。

(基本理念)

第3条 文化芸術の振興に当たっては、市民が持つ自主性及び創造性並びに文化芸術が持つ多様性が尊重されなければならない。

2 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動が市民の権利であることに鑑み、市民が文化芸術活動を等しく行うことができるよう配慮されなければならない。

3 文化芸術の振興に当たっては、これまで育まれてきた文化芸術を市民の共通の財産として受け継ぎ、発展させるとともに、新しい文化芸術が創造されるよう配慮されなければならない。

4 文化芸術の振興に当たっては、将来の世代も含む長期的な視点に立って行われるよう配慮されなければならない。

5 文化芸術の振興に当たっては、市民及び市がそれぞれの役割に応じて取り組むとともに、相互に連携し、及び協働して行わなければならない。

第2章 市民及び市の役割

(市民の役割)

第4条 市民は、自らが文化芸術活動の担い手として、又は支援者として、様々な文化芸術活動に関わることにより、文化芸術の振興に努めるものとする。

2 市民は、文化芸術が人々の交流の中から生まれ、文化芸術活動が地域コミュニティの発展を支えるものであることを踏まえ、相互に理解し、尊重し、交流を深めることにより、文化芸術の振興に努めるものとする。

(市の役割)

第5条 市は、第3条に規定する基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

2 市は、市の施策の実施に際して、文化芸術的な視点を取り入れるよう配慮するものとする。

3 市は、組織横断的な連携を図り、職員を育成するなど必要な体制を整備し、文化芸術の振興に関する施策を効果的かつ継続的に実施するよう努めるものとする。

4 市は、文化芸術の振興に関する施策の策定及び実施に当たっては、市民の自主的な文化芸術活動の内容に干渉することがないように十分に配慮しなければならない。

(財政上の措置)

第6条 市は、文化芸術の振興に関する施策を効果的かつ継続的に推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

第3章 基本となる施策

(文化芸術活動及び交流の場の整備)

第7条 市は、市民が自主的かつ創造的に多様な文化芸術活動に取り組むことができる場の整備に努めなければならない。

2 市は、文化芸術活動を通じて市民が相互に交流することができる場の整備に努めなければならない。

(子ども、高齢者及び障害者の文化芸術活動の充実)

第8条 市は、子どもの文化芸術を享受する能力を高め、かつ、心身の豊かな成長及び人格の形成を促進するための施策を講ずるよう努めなければならない。

2 市は、高齢者及び障害者が行う文化芸術活動の充実を図るための施策を講ずるよう努めなければならない。

（令2条例6・一部改正）

（文化芸術交流）

第9条 市は、国内外の人々が本市の文化芸術に関心を持ち、市民と国内外の人々が互いの文化芸術に理解を深め、交流が促進されるよう必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（文化遺産の活用等）

第10条 市は、文化財その他の文化遺産の活用を図るため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、伝統芸能の継承及び発展を図るため、その活動及び鑑賞の機会の提供その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

3 市は、宝塚らしい文化芸術環境と調和のとれた都市景観の保全及び形成を図るため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

（文化芸術活動に関わる人材の育成）

第11条 市は、文化芸術活動を牽引する人材の育成に努めるものとする。

2 市は、前項の人材の育成に当たっては、文化芸術活動に関する専門的な知識、技術、経験等を有する者及び大学等の教育機関その他の団体との連携を図るよう努めるものとする。

（専門的団体の育成）

第12条 市は、文化芸術活動に関する専門的な知識、技術、経験等を有する団体の育成に努めるものとする。

（調査、研究等）

第13条 市は、文化芸術の振興が効果的に行われるよう、市民と協働して、文化芸術に関する調査及び研究を行うとともに、情報の収集に努めるものとする。

2 市は、市民の文化芸術への理解又は関心を高めるため、市民と協働して、文化芸術に関する情報の提供に努めるものとする。

第4章 推進体制

（基本計画の策定）

第14条 市長は、文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、文化芸術の振興に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定する。

2 市長は、基本計画の策定に当たっては、執行機関の附属機関設置に関する条例（昭和41年条例第1号）第1条に規定する宝塚市民文化芸術振興会議の意見を聴かなければならない。

3 市長は、基本計画の策定に当たっては、あらかじめ市民の意見を反映するため、必要な措置を講ずるものとする。

4 市長は、基本計画を策定したときは、遅滞なくこれを公表するものとする。

5 前3項の規定は、基本計画の変更について準用する。

（宝塚市民文化芸術振興会議）

第15条 宝塚市民文化芸術振興会議は、次に掲げる事項を担当する。

（1）基本計画の策定及び変更に関して意見を述べること。

（2）文化芸術の振興に関する施策に関して意見を述べること。

（3）前2号に掲げるもののほか、文化芸術の振興に関する重要事項について、必要に応じ市長に意

見を述べること。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 2 5 年 9 月 1 日から施行する。
(執行機関の附属機関設置に関する条例の一部改正)
- 2 執行機関の附属機関設置に関する条例の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則 (令和 2 年条例第 6 号)

この条例は、公布の日から施行する。

3. 宝塚市民文化芸術振興会議規則

○宝塚市民文化芸術振興会議規則

平成25年8月26日

規則第38号

注 平成26年3月31日規則第9号から条文注記入る。

改正 平成26年3月31日規則第9号

平成30年11月21日規則第37号

平成31年4月26日規則第31号

令和2年10月6日規則第49号

(趣旨)

第1条 この規則は、執行機関の附属機関設置に関する条例（昭和41年条例第1号）第2条の規定に基づき、宝塚市民文化芸術振興会議（以下「振興会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 振興会議は、宝塚市民の文化芸術に関する基本条例（平成25年条例第42号）第15条に規定する事項を担当する。

(組織及び任期)

第3条 振興会議の委員は、執行機関の附属機関設置に関する条例第1条に規定する者のうちから市長が委嘱する。

2 市長は、委員が欠けたときは、その都度補欠委員を委嘱しなければならない。

3 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 振興会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 会長は、振興会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 振興会議の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 振興会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 振興会議の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見又は説明の聴取)

第6条 振興会議は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 振興会議の庶務は、文化政策課で行う。

(平26規則9・一部改正)

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、振興会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 25 年 9 月 1 日から施行する。

(任期の特例)

- 2 この規則の施行後、最初に委嘱される委員の任期は、第 3 条第 3 項の規定にかかわらず、委嘱の日から平成 27 年 3 月 31 日までとする。
- 3 宝塚市民文化芸術振興会議規則の一部を改正する規則（平成 30 年規則第 37 号）の施行後、最初に委嘱される委員の任期は、第 3 条第 3 項の規定にかかわらず、委嘱の日から令和 4 年 3 月 31 日までとする。

（平 30 規則 37・追加、平 31 規則 31・令 2 規則 49・一部改正）

附 則（平成 26 年規則第 9 号）

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年規則第 37 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 31 年規則第 31 号）抄

(施行期日)

- 1 この規則は、天皇の退位等に関する皇室典範特例法（平成 29 年法律第 63 号）の施行の日（平成 31 年 4 月 30 日）の翌日から施行する。

附 則（令和 2 年規則第 49 号）

この規則は、公布の日から施行する。

4. 宝塚市民文化芸術振興会議委員名簿

【敬称略】		
氏名	所属等	備考
ふじい たつや 藤井 達矢	美術家、武庫川女子大学教育学部教育学科幹事教授 (公財)宝塚市文化財団評議員	会長
おち まさし 越知 昌賜	兵庫県立大学経営学部特任教授	副会長
うめだ みよこ 梅田 美代子	グラフィックデザイナー、イラストレーター、銅版画家 京都造形芸術大学名誉教授	
くりもと ともよ 栗本 智代	大阪ガス(株)エネルギー・文化研究所主席研究員	
なかつじ えつこ 中辻 悦子	美術家、絵本作家、(公財)宝塚市文化財団理事	
なぎら まさと 柳楽 正人	京都市立芸術大学キャリアデザインセンター芸術アドバイザー 「オフィス・ミュージックメッセージ」代表	
あきつ しずこ 秋津 シズ子	舞台演出家 兵庫県立宝塚北高校演劇科長(演劇科最高責任者)	
み と としのり 三戸 俊徳	(公財)宝塚市文化財団 事務局次長 日本アートマネジメント学会 関西部会長	
どい ようこ 土井 陽子	市民公募委員	
しもぢ りさ 下地 梨沙	市民公募委員	

5. 宝塚市民文化芸術振興会議の開催経過

(令和元年(2019年)7月～令和3年(2021年)6月)

第1回 令和元年(2019年) 7月16日	・「宝塚市文化芸術振興基本計画」について諮問 ・各事業取組の状況と課題について
第2回 10月17日	・市と文化財団の役割について ・タウンホールについて
第3回 12月23日	・宝塚市文化芸術振興基本計画骨子(案)について
第4回 令和2年(2020年) 2月6日	・宝塚市文化芸術振興基本計画骨子(修正案)について ・宝塚市立文化芸術センターの事業計画等について
第5回 11月5日	・宝塚市文化芸術振興基本計画(計画素案)について
第6回 令和3年(2021年) 1月21日	・宝塚市文化芸術振興基本計画(案)について
第7回 令和3年(2021年) 6月4日	・宝塚市文化芸術振興基本計画(案)に対するパブリック・コメントの実施結果について ・令和2年度の各事業取組の状況について ・「宝塚市文化芸術振興基本計画」について答申

第 2 次宝塚市文化芸術振興基本計画

令和 3 年（2021 年）7 月

宝塚市産業文化部宝のまち創造室文化政策課

〒665-8665 宝塚市東洋町 1 番 1 号

電話：0797-77-2009 ファクス：0797-77-2171